

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>
<http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第29号を発行させていただきます。

みなさんお花見はされましたでしょうか？私は、桜ノ宮の大川沿い、あとは岸和田市にある慈光院にてお花見をしてきました。

今月は、お花見に行って撮影してきた写真を掲載させていただきます。



(写真は、大川沿いにて撮影しましたしだれ桜です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**肝臓は大切な臓器 その3** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 マイナンバー制度について

平成27年10月からマイナンバー制度が開始されます。税理士、または事業主さんは、従業員さんなどの個

人番号を教えてください、その番号が漏えいしないように管理しないといけなくなります。重要な制度ですので、今月から数回にわたってマイナンバー制度の内容をご紹介していくことにします。



(写真は、大川沿いの泉布観にて撮影した桜です)

○マイナンバー（個人番号及び法人番号）とは、どのようなものですか？

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。

***法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。**

○自分のマイナンバー（個人番号）を確認するには
各人のマイナンバーを記載した「通知カード」を平成

27年10月以降、市区町村から送付しますので、そこでマイナンバーを確認することができます。

また、平成28年1月以降、市区町村に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されますので、そこでも確認できます。



(写真は、大川沿いにて桜の木の幹から咲いている桜を撮影しました)

○マイナンバー（個人番号）は、誰がどのような場面で使うのですか？

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

***事業主の方々は、従業員さんのマイナンバーをお聞きし、その番号を漏えいしないようにしないといけなくなります。**

○マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

【本人確認を行う時に使用する書類の例】

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



(写真は、岸和田市の慈光院に咲いている桜を撮影しました)

○本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。

例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、**事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。**

また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

***個人番号利用事務実施者とは、行政機関、地方公共団体などの行政事務を処理する者のことです。**

***年末調整の事務を行う際には、これまでより手間がかかります。**

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

マイナンバー制度関連

日経新聞に「マイナンバー、戸籍も 結婚・相続で謄本不要 18年実施検討」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は日本に住むすべての人に割り振る社会保障と税の共通番号（マイナンバー）を2018年にも戸籍に適用することを検討する。
- ・政府が戸籍へのマイナンバー適用を検討するのは、**煩雑な行政手続きを改善するため。**
- ・戸籍にもマイナンバーを適用すれば行政機関がオンラインで戸籍情報をやりとりできるようになり、**市区町村などから戸籍謄本や戸籍抄本を取り寄せて提出する手間がなくなる。**
- ・マイナンバーを適用するには戸籍の電子化が必要だが、法務省によると全国の市町村で約98%が既に電子化を終えているという。政府は詳細を検討して15年度中に結論を出し、16年度以降にマイナンバー法や戸籍法などの関連法を改正する。
- ・ただ、**家族関係など住民票より幅広い個人情報を含む戸籍をマイナンバーに適用すると、情報漏えいが起きた際の被害は大きくなる。**

と書かれておりました。

*戸籍謄本などを取り寄せて提出する手間がなくなるのは、非常に助かりますが、情報漏えいが心配です。



(写真は、岸和田市の慈光院に咲いている桜を撮影しました)

税制改正関連

日経新聞に「4月からこう変わる 年金抑制初の発動

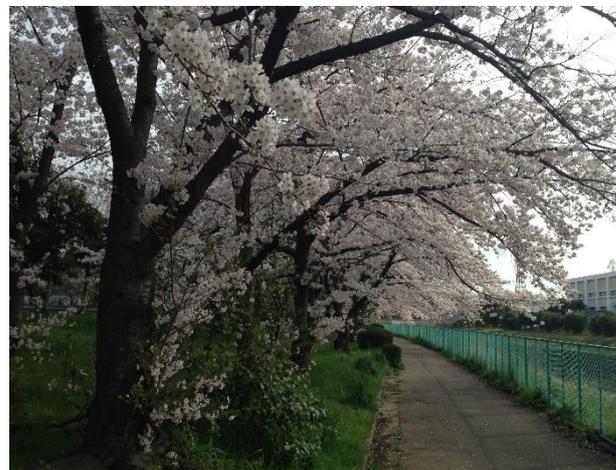
孫へ贈与しやすく」「15年度税制改正法が成立 法人減税は一步前進 景気に配慮 改革先送り」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・**社会保険料は65歳以上が支払う介護保険料が増える。全国平均で578円増の月5550円になる。**
- ・**国民年金保険料も月1万5590円と340円増える。**
- ・**新車の軽自動車税が毎年1万800円になる。**
- ・法人税率の下げは、15年4月、16年4月の2段階で実施することを明記した。
- ・所得税は一時、配偶者控除、公的年金控除など控除の見直し論が浮上したが、結局、本格的な議論は見送り、来年度以降の課題となった。
- ・**4月から20歳以上の子や孫に結婚、出産、子育てに使う資金を贈与した際の非課税制度が始まる。1人につき最大1000万円が非課税になる。**

と書かれておりました。

*税制改正の内容につきましては、来月以降で順次取り上げていく予定しております。



(写真は、旧猪名川沿いで撮影した桜です)

4 肝臓は大切な臓器 その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月に引き続き「肝臓という臓器」について書かせていただきます。

肝臓の働きの3つ目「解毒作用」

解毒作用とは、次ページに表記している有害物質を無

害化し体外に排除する働きのことです。

*有害物質

- ・細菌などの異物
- ・アルコール
- ・食品添加物
- ・薬
- ・老廃物

肝臓が弱り解毒力などの処理能力が低下すると体内の有害物質が増えて

- ・免疫力の低下
- ・血液の汚染
- ・腸内の腐敗

が起ってしまいます。

肝臓の働きの4つ目「胆汁の生産」

胆汁は、脂肪分を乳化させて小腸での消化・吸収に重要な役割を果たしているとのことです。その胆汁は、胆汁酸とコレステロールから作られています。

肝臓はコレステロールを胆汁の材料に使うことで血液中のコレステロールの濃度の調整をしてくれています。

ただ動物性の脂肪を取り過ぎて血液中のコレステロールが過剰になってしまうと肝臓病（脂肪肝）になってしまいます。

脂肪肝＝肝臓のメタボ

脂肪肝を放っておくと肝硬変や肝臓ガンに進行してしまうこともあるようなので、コレステロールの過剰摂取には気をつけてください。

今回で「肝臓」についてのご紹介は一旦終わらせていただきます。次号からはまた別のテーマを取り上げてみたいと思っております。

【参考文献】

- ・監修 医学博士 真弓定夫 「肝臓をいじめないで！！」 美健ガイド社
- ・肝臓の病気、検査値（ALT等）の意味が分かるサイトよく分かる肝機能ナビ（WEBサイト）
- ・オルニチン研究会（WEBサイト）

5 編集後記

先月個人の確定申告業務が終わってからクライアント先様の情報が印刷されている書類が溜まってきていたので、新大阪にある機密書類を処理していただける「けすぷろ」を利用してきました。機密書類リサイクル証明書が発行していただけます。その時の写真が下の写真です。



4月になってから泉南の方に花見に行く際に和泉市にある花菜というお店でランチをしてきました。2、3年前に食べに行き美味しかったので、再度の訪問でした。下の写真がお店の外観です。桜が咲いていてとてもいい感じでした。



あとランチが下の写真です。材料にこだわっていらっしゃるの、とても美味しかったです。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。